

中間試験 (2019.05.23.実施)

はじめに

1)中間試験の意味

- 1.講義理解度を自己点検する 2.答案(レポート・論文等)の書き方練習

2)試験内容

- 1.設問の「1」から「3」は毎回の自己点検で記述する内容と同様
2.定期試験内容と同じ形式、なお、試験範囲である労働団体法分野も定期試験の試験範囲

3)試験時間：30分

問題

以下の①から②の新聞記事のうちから一つを選び、次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1.いずれの記事を選択したのかを明記すること。

2.出題への解答に直接関係のない事項を記入した場合には、答案を無効と扱う。

3.採点基準(50点満点で採点する)

a)設問の1.から4.の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。

b)○は必要なことが述べられている場合につけ、10点。

△は不十分にしか述べられていない場合につけ、5点。

Xは何も述べられていない、ないし関係ないことを述べている場合で、0点。

c)独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

①NTTファシリティーズ事件

毎日新聞 2006年07月11日

NTTグループのNTTファシリティーズが団体交渉などで少数組合を差別的に扱っているなどとして、四国電気通信産業合同労組が10日、県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。申立書などによると、同労組は昨年7月22日に賃金明細書交付について会社側と団体交渉をした。先月16日には業務見直しについて交渉の場を設けたが、会社側は多数組合との妥結内容の通知や説明に終始するなど形式的な団体交渉だったという。このため、組合側は正当な理由なく団体交渉を拒むことを禁じた労働組合法7条などに該当すると主張し、救済を求めている。

②靱鉄事件

中国新聞 2002年02月16日付けより

広島県東部で路線バスなどを運行する靱鉄道の労働組合の組合員三人が、希望退職に応じなかった五十六―五十九歳の基本給を減額する労働協約は「年齢差別で無効」などとして、会社側に元の基本給と減額後の基本給の差額の支払いなどを求めた訴訟の判決が十五日、広島地裁福山支部であった。原告側(うち二人は既に退職)は、希望退職に応じなかった五十六歳以上の基本給を30%減とする一九九七年の労働協約について「年齢のみを理由とする差別。合理的理由はなく無効だ」などと主張。